

鳥取市公設地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第12号

鳥取市公設地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市公設地方卸売市場条例施行規則（昭和57年鳥取市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号オ中「賃借対照表」を「貸借対照表」に改める。

第11条第1項第1号カを次のように改める。

カ 水産物部の承認を受けようとする場合において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を受けているときは、当該許可を受けていることの証明書

第11条第1項第2号カを次のように改める。

カ 水産物部の承認を受けようとする場合において、食品衛生法に基づく営業許可を受けているときは、当該許可を受けていることの証明書

第12条第5号中「における魚介類販売業等」を削り、「受けていること」の次に「又は同法に基づく営業の届出をしていること」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第47条関係）

1 旧市場施設

種別	使用料の額
----	-------

卸売市場使用料	卸売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の 1,000分の2に相当する額
卸売業者売場使用料	1㎡当たり月額 青果部 157円 青果部新棟 328円 水産物部 195円 水産物部増築棟 377円 花き部 216円
関連事業者売場使用料	1㎡当たり月額 500円
業者事務室使用料	1㎡当たり月額 青果部 205円 水産物部 176円 花き部 161円
荷さばき場使用料	1㎡当たり月額 41円
管理棟使用料	1㎡当たり月額 433円
会議室使用料	1時間につき A室 330円 B室 220円

2 新市場施設

種別	使用料の額
卸売市場使用料	卸売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の 1,000分の2に相当する額
卸売業者売場使用料	1㎡当たり月額 水産物部 売場施設 349円

	買荷保管・積込所施設 257円 冷蔵庫施設 589円 荷さばき場施設 257円
関連事業者売場使用料	1㎡当たり月額 関連事業者棟A 438円
業者事務室使用料	1㎡当たり月額 水産物部 270円

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第56条関係）

承認番号（ ）

買受人承認申請書

年 月 日

鳥取市長 様

住 所

名 称

氏 名

㊟

（自署の場合は押印不要）

（電話 ）

鳥取市公設地方卸売市場における買受人の承認を受けたいので鳥取市公設地方卸売市場条例第12条の規定により関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

また、承認のために必要があるときは、私の食品衛生法に基づく営業許可又は営業届出の状況について、鳥取市が確認することに同意します。

記

商 号	
営業所の所在地	電話（ ）

資本金又は 出資金額	
営業の内容	業種〔 〕 取扱品目〔 〕
年間買受見込額	万円

様式第9号中「〒」を削り、「魚介類販売業等については」を「食品衛生法に基づ
く営業許可を受けているときは」に改める

様式第9号の2中「〒」を削り、

「

変更事項		
変更理由		
旧		を
新		

」

「

変更事項	旧		に
	新		
変更理由			

」

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。